

平成 31 年 4 月 19 日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

相続税法 理論サブノート  
税法の改正に伴う修正のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2019 年 税理士試験受験対策シリーズ

相続税法 理論サブノート（平成 30 年 8 月 20 日 第 18 版発行）

ISBN 978-4-86486-569-2 C1034

改訂内容

改訂頁・行	改訂箇所
P. 51 問題3-8	[4] の次に下記を追加してください。 ----- [5] 適用除外（措法69の4⑥） ★★ 〔1〕の規定は、個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の規定の適用を受けた特例事業受贈者に係る贈与者から相続又は遺贈により取得（相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合の取得を含む。）をした特定事業用宅地等及び個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の規定の適用を受ける特例事業相続人等に係る被相続人から相続又は遺贈により取得した特定事業用宅地等については、適用しない。

改訂頁・行	改訂箇所
P. 58 問題3-12 [1] (5)	⑤の次に下線部分を追加してください。 ----- ⑥ <u>個人の事業用資産の相続税の納税猶予及び免除</u> ⑦ <u>特定の美術品の相続税の納税猶予及び免除</u>
P. 110 問題7-2 [1] (2) 3行目	下記のとおり、下線部分を追加してください。 ----- ～なされる <u>特例受贈事業用資産、対象受贈非上場</u> ～

## 課税価格

## 問題 3-5 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税

### 〔1〕 適用要件 (措法70の2の2①) ★★

平成33年3月31日までの間に、個人（教育資金管理契約を締結する日において30歳未満の者に限る。）が、次のいずれかに該当する場合には、その信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち1,500万円までの金額（既にこの規定の適用を受けた部分の価額を控除した残額）に相当する部分については、贈与税の課税価格に算入しない。

ただし、その個人の信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、この限りでない。

- (1) その直系尊属と信託会社との間の教育資金管理契約に基づき信託受益権を取得した場合
- (2) その直系尊属からの贈与により取得した金銭を教育資金管理契約に基づき銀行等において預金又は貯金として預入をした場合
- (3) 教育資金管理契約に基づきその直系尊属からの贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者において有価証券を購入した場合

### 〔2〕 書類の提出 (措法70の2の2③、⑦) ★★

#### (1) 教育資金非課税申告書の提出

〔1〕の規定は、受贈者が教育資金非課税申告書を取扱金融機関の営業所等を経由し、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

#### (2) 領収書等の提出

〔1〕の規定の適用を受ける受贈者は、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める日までに、教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書等を取扱金融機関に提出しなければならない。

- ① 教育資金の支払に充てた金額を払い出す方法により専ら払出しを受ける場合…支払年月日から1年を経過する日
- ② ①以外の場合…支払年月日の属する年の翌年3月15日

### 〔3〕 適用除外 (措法70の2の2⑥) ★

教育資金非課税申告書は、受贈者が既に教育資金非課税申告書を提出している場合（〔6〕(1)③に該当したことにより終了している場合を除く。）には提出することができないものとし、教育資金非課税申告書に〔1〕の規定の適用を受けるものとして記載された金額が1,500万円を超えるものである場合その他一定の場合には、取扱金融機関は、これらの申告書を受領することができない。

### 〔4〕 追加適用 (措法70の2の2④) ★

受贈者が既に教育資金非課税申告書を提出している場合（その教育資金非課税申告書に記載された金額が1,500万円に満たない場合に限る。）において、その教育資金非課税申告書に係る教育資金管理契約に基づき、その受贈者が次のいずれかに該当するときは、その受贈者は、追加教育資金非課税申告書をそれぞれに定める日までに、〔2〕(1)に係る申告書を提出した取扱金融機関の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、〔1〕の規定の適用を受けることができる。

ただし、その受贈者の信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、この限りでない。

- (1) その直系尊属の行為により新たに信託受益権を取得したとき…新たに信託がされる日
- (2) その直系尊属から贈与により取得した金銭を銀行等において預金又は貯金として預入をしたとき…預金又は貯金の預入をする日
- (3) その直系尊属から贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者において有価証券を購入したとき…有価証券を購入する日

### 〔5〕 贈与者が死亡した場合 (措法70の2の2⑩、⑪) ★

贈与者（教育資金管理契約に基づくその受贈者の直系尊属をいう。）が教育資金管理契約に基づき信託をした日、預金若しくは貯金をするための贈与をした日又は有価証券の購入をするための贈与をした日からこれらの教育資金管理契約の終了の日までの間に死亡した場合（その贈与者の死亡前3年以内にその受贈者が〔1〕の規定の適用を受けたときに限る。）には、次に定めるところによる。なお、贈与者の死亡の日において受贈者が23歳未満である場合、学校等に在学している場合又は教育訓練を受けている場合には適用しない。

- (1) 受贈者については、贈与者が死亡した日における非課税拠出額から教育資金支出額（学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円を限度とする。以下同じ。）を控除した残額（以下「管理残額」という。）を贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなす。

問題3-5

- (2) (1)により管理残額を相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合における相続税額の加算の適用については、相続税額から管理残額に対応する相続税額を控除する。
- (3) 贈与者から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかった受贈者については、生前贈与加算の規定は適用しない。

**〔6〕 契約終了時 ★**

(1) 契約の終了事由及び終了日

教育資金管理契約は、次に掲げる事由の区分に応じそれぞれに定める日のいずれか早い日に終了するものとする。

- ① 受贈者が30歳に達したこと…受贈者が30歳に達した日
- ② 受贈者が死亡したこと…受贈者が死亡した日
- ③ 次に掲げる場合において、受贈者と取扱金融機関との間でこれらの教育資金管理契約を終了させる合意があったこと…教育資金管理契約がその合意に基づき終了する日
  - (イ) 教育資金管理契約に係る信託財産の価額が零となった場合
  - (ロ) 教育資金管理契約に係る預金又は貯金の額が零となった場合
  - (ハ) 教育資金管理契約に基づき保管されている有価証券の価額が零となった場合

(2) 控除残額の課税

(1)①又は③に該当したことにより教育資金管理契約が終了した場合において教育資金管理契約に係る非課税拠出額から教育資金支出額（〔5〕(1)により相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額を含む。以下同じ。）を控除した残額があるときは、その残額については、受贈者の(1)①又は③に定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する。

(3) 控除残額の非課税

(1)②に該当したことにより教育資金管理契約が終了した場合には、教育資金管理契約に係る非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額については、贈与税の課税価格に算入しない。

## 課税価格

## 問題 3-6 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税

### 〔1〕 適用要件 (措法70の2の3①) ★★

平成33年3月31日までの間に、個人（結婚・子育て資金管理契約を締結する日において20歳以上50歳未満の者に限る。）が、次のいずれかに該当する場合には、その信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち1,000万円までの金額（既にこの規定の適用を受けた部分の価額を控除した残額）に相当する部分については、贈与税の課税価格に算入しない。

ただし、その個人の信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、この限りでない。

- (1) その直系尊属と信託会社との間の結婚・子育て資金管理契約に基づき信託受益権を取得した場合
- (2) その直系尊属からの贈与により取得した金銭を結婚・子育て資金管理契約に基づき銀行等において預金又は貯金として預入をした場合
- (3) 結婚・子育て資金管理契約に基づきその直系尊属からの贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者において有価証券を購入した場合

### 〔2〕 書類の提出 (措法70の2の3③、⑦) ★★

#### (1) 結婚・子育て資金非課税申告書の提出

〔1〕の規定は、受贈者が結婚・子育て資金非課税申告書を取扱金融機関の営業所等を経由し、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

#### (2) 領収書等の提出

〔1〕の規定の適用を受ける受贈者は、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める日までに、結婚・子育て資金の支払に充てた金銭に係る領収書等を取扱金融機関に提出しなければならない。

- ① 結婚・子育て資金の支払に充てた金額を払い出す方法により専ら払出しを受ける場合…支払年月日から1年を経過する日
- ② ①以外の場合…支払年月日の属する年の翌年3月15日

### 〔3〕 適用除外 (措法70の2の3⑥) ★

結婚・子育て資金非課税申告書は、受贈者が既に結婚・子育て資金非課税申告書を提出している場合（〔6〕(1)③に該当したことにより終了している場合を除く。）には提出することができないものとし、結婚・子育て資金非課税申告書に〔1〕の規定の適用を受けるものとして記載された金額が1,000万円を超えるものである場合その他一定の場合には、取扱金融機関は、これらの申告書を受理することができない。

### 〔4〕 追加適用 (措法70の2の3④) ★

受贈者が既に結婚・子育て資金非課税申告書を提出している場合（その結婚・子育て資金非課税申告書に記載された金額が1,000万円に満たない場合に限る。）において、その結婚・子育て資金非課税申告書に係る結婚・子育て資金管理契約に基づき、その受贈者が次のいずれかに該当するときは、その受贈者は、追加結婚・子育て資金非課税申告書をそれぞれに定める日までに、〔2〕(1)に係る申告書を提出した取扱金融機関の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、〔1〕の規定の適用を受けることができる。

ただし、その受贈者の信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、この限りでない。

- (1) その直系尊属の行為により新たに信託受益権を取得したとき…新たに信託がされる日
- (2) その直系尊属から贈与により取得した金銭を銀行等において預金又は貯金として預入をしたとき…預金又は貯金の預入をする日
- (3) その直系尊属から贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者において有価証券を購入したとき…有価証券を購入する日

### 〔5〕 贈与者が死亡した場合 (措法70の2の3⑩) ★

贈与者（結婚・子育て資金管理契約に基づくその受贈者の直系尊属をいう。）が結婚・子育て資金管理契約に基づき信託をした日、預金若しくは貯金をするための贈与をした日又は有価証券の購入をするための贈与をした日からこれらの結婚・子育て資金管理契約の終了の日までの間に死亡した場合には、次に定めるところによる。

- (1) 受贈者については、贈与者が死亡した日における非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額（結婚に際して支出する費用については、300万円を限度とする。以下同じ。）を控除した残額（以下「管理残額」という。）を贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなす。

問題3-6

- (2) (1)により管理残額を相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合における相続税額の加算の適用については、相続税額から管理残額に対応する相続税額を控除する。
- (3) 贈与者から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかった受贈者については、生前贈与加算の規定は適用しない。

**〔6〕 契約終了時** (措法70の2の3⑪、⑫、⑬) ★

(1) **契約の終了事由及び終了日**

結婚・子育て資金管理契約は、次に掲げる事由の区分に応じそれぞれに定める日のいずれか早い日に終了するものとする。

- ① 受贈者が50歳に達したこと…受贈者が50歳に達した日
- ② 受贈者が死亡したこと…受贈者が死亡した日
- ③ 次に掲げる場合において、受贈者と取扱金融機関との間でこれらの結婚・子育て資金管理契約を終了させる合意があったこと…結婚・子育て資金管理契約がその合意に基づき終了する日
  - (イ) 結婚・子育て資金管理契約に係る信託財産の価額が零となった場合
  - (ロ) 結婚・子育て資金管理契約に係る預金又は貯金の額が零となった場合
  - (ハ) 結婚・子育て資金管理契約に基づき保管されている有価証券の価額が零となった場合

(2) **控除残額の課税**

(1)①又は③に該当したことにより結婚・子育て資金管理契約が終了した場合において、結婚・子育て資金管理契約に係る非課税抛出額から結婚・子育て資金支出額((5)(1)により相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額を含む。以下同じ。)を控除した残額があるときは、その残額については、受贈者の(1)①又は③に定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する。

(3) **控除残額の非課税**

(1)②に該当したことにより結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には、結婚・子育て資金管理契約に係る非課税抛出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額については、贈与税の課税価格に算入しない。

## 課税価格

問題 **3-9** 特例対象宅地等の用語の意義**[1] 特定事業用宅地等** (措法69の4③一) ★

(注1、2)  
被相続人等の事業（不動産貸付業等を除く。以下〔1〕及び〔3〕において同じ。）の用に供されていた宅地等で、次のいずれかを満たすその被相続人の親族（その親族から相続又は遺贈によりその宅地等を取得したその親族の相続人を含む。〔1〕及び〔4〕〔2〕を除く。）において同じ。）が相続又は遺贈により取得したもの（相続開始前3年以内に新たに事業の用に供された宅地等（一定の規模以上の事業を行っていた被相続人等のその事業の用に供されたものを除く。）を除く。）をいう。

- (1) その親族が、相続開始時から申告期限までの間にその宅地等の上で営まれていた被相続人の事業を引き継ぎ、申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、その事業を営んでいること。
- (2) 被相続人の生計一親族が、相続開始時から申告期限（その親族が申告期限前に死亡した場合には、その死亡の日。〔4〕(1)を除き、以下同じ。）まで引き続きその宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続きその宅地等を自己の事業の用に供していること。

(注1) 被相続人等とは、被相続人又は被相続人の生計一親族をいう。

(注2) 被相続人等の事業には、準事業を含む。

**[2] 特定居住用宅地等** (措法69の4③二、指令40の2①) ★

被相続人等の居住の用に供されていた宅地等（その宅地等が2以上ある場合には、一定の宅地等に限り。）で、その被相続人の配偶者又は次のいずれかを満たすその被相続人の親族（その被相続人の配偶者を除く。以下〔2〕において同じ。）が相続又は遺贈により取得したものをいう。

- (1) その親族が相続開始の直前においてその宅地等の上に存する被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物（その被相続人、その配偶者又はその親族の居住の用に供されていた部分として一定の部分に限る。）に居住していた者であって、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、その建物に居住していること。
- (2) その親族（被相続人の居住の用に供されていた宅地等を取得した者に限り。）が次に掲げる要件の全てを満たすこと（その被相続人の配偶者又は相続開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた親族で法定相続人に該当する者がいない場合に限る。）。

- ① 相続開始前3年以内に法施行地にあるその親族、その親族の配偶者、その親族の三親等内の親族又はその親族と特別な関係がある法人が所有する家屋（相続開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていた家屋を除く。）に居住したことがないこと。
  - ② 相続開始時にその親族が居住している家屋を相続開始前のいずれの時ににおいても所有していたことがないこと。
  - ③ 相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有していること。
- (3) 被相続人の生計一親族が、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続きその宅地等を自己の居住の用に供していること。

**[3] 特定同族会社事業用宅地等** (措法69の4③三、措規23の2⑤) ★

(注)  
特定同族会社の事業の用に供されていた宅地等で、その宅地等を相続又は遺贈により取得した被相続人の親族（申告期限においてその法人の役員である者に限り。）が相続開始時から申告期限まで引き続き有し、かつ、申告期限まで引き続きその法人の事業の用に供されているものをいう。

(注) 特定同族会社とは、相続開始の直前の被相続人及び同族関係者の議決権割合が50%超の法人をいう。

**[4] 貸付事業用宅地等** (措法69の4③四) ★

被相続人等の事業（不動産貸付業等に限り。）の用に供されていた宅地等で、次のいずれかを満たすその被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したものの（〔3〕及び相続開始前3年以内に新たに貸付事業の用に供された宅地等（相続開始の日まで3年を超えて引き続き特定貸付事業を行っていた被相続人等のその貸付事業の用に供されたものを除く。）を除く。）をいう。

- (1) その親族が、相続開始時から申告期限までの間にその宅地等に係る被相続人の貸付事業を引き継ぎ、申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、その貸付事業の用に供していること。
- (2) 被相続人の生計一親族が、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続きその宅地等を自己の貸付事業の用に供していること。

## 相続時精算課税

問題 **5-4** 相続時精算課税適用者の特例  
(特例経営承継受贈者・特例事業受贈者)**[1] 特例経営承継受贈者** (指法70の2の8)

## (1) 内 容 ★★

贈与により非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の規定の適用に係る特例対象受贈非上場株式等を取得した特例経営承継受贈者が特例贈与者の推定相続人以外の者(その特例贈与者の孫を除き、その年1月1日において60歳以上である者に限る。)であり、かつ、その特例贈与者が同日において60歳以上の者である場合には、その贈与により特例対象受贈非上場株式等を取得した特例経営承継受贈者については、相続時精算課税の規定を準用する。

## (2) 適用除外 ★★

特例経営承継受贈者が特例贈与者(その年1月1日において60歳以上の者に限る。)からの贈与により特例対象受贈非上場株式等を取得した場合において、その特例対象受贈非上場株式等の取得の時にその特例贈与者からの贈与により取得した財産については、(1)の規定の適用はないものとする。

## (3) 継続適用 ★

相続時精算課税の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者が、納税猶予分の贈与税の全部につき納税猶予期限が確定した場合又は免除された場合においても、特例贈与者からの贈与により取得した財産については、相続時精算課税の規定の適用があるものとする。

**[2] 特例事業受贈者** (措法70の2の7)

## (1) 内 容 ★★

贈与により個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の規定の適用に係る特例受贈事業用資産を取得した特例事業受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人以外の者(その贈与者の孫を除き、その年1月1日において20歳以上である者に限る。)であり、かつ、その贈与者が同日において60歳以上の者である場合には、その贈与により特例受贈事業用資産を取得した特例事業受贈者については、相続時精算課税の規定を準用する。

## (2) 適用除外 ★★

特例事業受贈者が贈与者(その年1月1日において60歳以上の者に限る。)からの贈与により特例受贈事業用資産を取得した場合において、その特例受贈事業用資産の取得の時にその贈与者からの贈与により取得した財産については、(1)の規定の適用はないものとする。

## (3) 継続適用 ★

相続時精算課税の規定の適用を受ける特例事業受贈者が、納税猶予分の贈与税の全部につき納税猶予期限が確定した場合又は免除された場合においても、贈与者からの贈与により取得した財産については、相続時精算課税の規定の適用があるものとする。

**[3] 届出書の提出** (法21の9②) ★★

(1)(2)の規定の適用を受けようとする者は、贈与税の期限内申告書の提出期間内に(1)(2)の贈与をした者からのその年中における贈与により取得した財産について相続時精算課税選択届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。